

放水型ヘッド等 S P 設備評価等手数料規程

平成 9 年 2 月 3 日制定
 [沿革] 平成 10 年 4 月 20 日改正
 [沿革] 平成 20 年 5 月 22 日改正

放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等規程（以下「規程」という。）第三条第 4 項及び第九条第 3 項の規定に基づき、放水型ヘッド等 S P 設備の評価及び確認試験の手数料を定める。

第 1 放水型ヘッド等 S P 設備の評価及び確認試験に係る手数料は、次表のとおりとする。

評価等の区分		手数料
1 号評価	1 件につき	800,000 円
	システム動作、設計等の変更によるもの （主要構成装置に係る機能の追加又は変更を伴う場合を含む。） 1 件につき	500,000 円
	業務委託によるもの	
	主要構成装置に係る機能の追加又は変更によるもの 1 件につき	300,000 円
	書類審査によるもの 1 件につき	50,000 円
2 号評価	1 件につき	800,000 円
	既に評価を受けたもの 1 件につき	500,000 円
最初に行う確認試験	1 件につき	200,000 円
	業務委託によるもの又は既に評価を受けたもの 1 件につき	40,000 円
試験番号付の確認試験	受検場所、1 件につき	40,000 円

- (備考) 1 1 号評価とは、規程第二条第一号に係る評価をいい、2 号評価とは、規程第二条第二号に係る評価をいう。以下同じ。
- 2 業務委託とは、他の製造業者等が既に評価を受けたものと同一設計のものについて、評価申請の委託（主要構成装置の製造委託を含む。）をすることをいう。
- 3 試験番号付の確認試験とは、規程第十一条第 2 項の規定により付与された試験番号を基に申請する確認試験をいう。
- 4 書類審査とは、放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等規程細則第 2、2(3)に規定する書類審査をいう。（以下同じ。）

第2 手数料の取扱い

- 1 1号評価及び2号評価の申請には、2以上の種類の放水部及び感知部を組み合わせ使用できる。
- 2 確認試験の申請は、前1により評価を受けた放水型ヘッド等SP設備の構成部分のうち、放水部及び感知部（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）に定める感知器を使用するものを除く。以下同じ。）がそれぞれ1種類（固定式ヘッドにあっては、3種類以内）により構成する設備を1件として扱う。
- 3 前1の場合の確認試験の手数料は次による。
 - ア 固定式ヘッドの種類が3を超える場合には、3を超えたヘッドの種類の数3ごとに最初に行う確認試験にあっては100,000円、試験番号付の確認試験にあっては40,000円を加えること。
 - イ 可動式ヘッド又は種類の異なる感知部を追加する場合には、追加するヘッド又は感知部の数1ごとに最初に行う確認試験にあっては100,000円、試験番号付の確認試験にあっては40,000円を加えること。
 - ウ 試験番号付の固定式ヘッド及び可動式ヘッド並びに感知部の最初に行う試験にあっては、前ア及びイの規定は、適用しないものとする。
- 4 確認試験において、前2における構成部分を分けて異なる受検場所で受検する場合には、1受検場所1回の受検ごとに最初に行う確認試験にあっては100,000円、試験番号付の確認試験にあっては40,000円とする。ただし、構成部分を分けて受検するとき、1受検場所における構成部分の組み合わせが前2で定める1件となる場合には、当該受検場所における最初の確認試験にあっては200,000円とする。
- 5 確認試験において、構成部分の受検数量の合計が1,000個を超える場合には、1,000個を超えた当該構成部分の数1,000個ごとに10,000円を手数料に加える。
- 6 書類審査を受けた主要構成装置に係る確認試験の手数料は、「最初に行う確認試験」のうち、「既に評価を受けたもの」によることとする。

第3 その他

- 1 新技術対応に係る評価及び確認試験の手数料は、日本消防検定協会理事長が別途定める。
- 2 上記の手数料には、消費税を含まない。

附則

この規程は、平成9年2月3日から実施する。

附則（平成10年4月20日改正）

この規程は、平成10年4月20日から実施する。

附則（平成20年5月22日改正）

この規程は、平成20年5月22日から実施する。